

令和3年度 部活動に係る活動方針

令和3年4月1日
指宿市立指宿商業高等学校

はじめに

「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月県教育委員会）を踏まえ、本校部活動に係る活動方針を以下のように策定する。

1 目的

全ての部活動において、バランスのとれた心身の成長と充実した学校生活の実現を目指す。その際、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、文武両道を目指し、合理的でかつ効率的・効果的な取組になるように留意する。

2 活動方針

- (1) 顧問は生徒それぞれの人格を尊重し、人間性や社会性の育成に努める。
- (2) 顧問は生徒の心身の健康管理、怪我や事故の防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (3) 顧問は年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成する。
- (4) 校長は学校の活動方針及び活動計画等を本校のホームページへの掲載等により公表する。

3 適切な休養日等の設定

- (1) 原則として、平日1日、週休日1日以上 of 休養日を設ける。また、長期休業中のリフレッシュウィーク及び年末年始の学校閉庁日についても原則として休養日とする。
なお、学校行事や大会前等によって休養日を設定できない場合は、年間を通して週当たり2日以上に相当する休養日を確保するように調整する。
- (2) 1日の活動時間は平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。ただし、練習試合や合宿等で活動時間を超過する場合は、生徒や保護者の同意の下、過度な負担とならないよう配慮し休養日の調整を図るものとする。